

議案第 48 号

三田市老人等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

三田市老人等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 25 年 6 月 6 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市老人等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

三田市老人等医療費の助成に関する条例（平成4年三田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「同法附則第5条の4の2第5項」を「同法附則第5条の4の2第6項」に改める。

付 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。